

第19回市民協働指針検討委員会 議事録

日 時	平成19年9月14日(金) 17:00~19:00
場 所	202会議室
出席者	委 員 泉谷 清、富塚 広、鎌倉 洲夫、吉田 愛子 久保 純一、松本 史典、瀬川 真弓 恵庭市 企画財政部次長 北林 剛 広報広聴課長 吉田 真俊
<p>1. 質疑及び意見交換</p> <p>事務局： 事務局訂正案(Ver.4.1)と委員からの訂正案を合わせて修正していきます。</p> <p>*以下、修正内容については別添のとおり。(Ver.4.2)</p> <p>事務局： 次回は、3ページ背景の記述を加えることと、おわりの記述を見直します。</p>	



市民と行政の 相互理解と協働のまちづくり指針

原案 Ver.4.2

平成19年9月

市民協働指針検討委員会

企画財政部広報広聴課

はじめに

かつての向こう三軒両隣の地域コミュニティは、急激な社会変化など様々な要因により、市民どうしのつながりが弱まってきました。そうした中、地域に生じる問題も市民要望として全て行政が解決すべきものであるという「行政への依存傾向」の意識が増加し、それと同時に、行政の肥大化を招く一因となりました。

一方、市民活動団体で、市民の豊かな社会経験、知識や創造性を活かしながら、主体的に地域の課題に取り組もうとする動きが活発になり、個人でもそうした活動に何らかの形で関わろうとする動きが芽生えてきています。また、行政でも、地域に合ったまちづくり施策を実現するために、市民の信頼を得て、相互理解と協働を施策推進の柱とする認識が高まっています。

これからのまちづくりは、行政を主体としてきた地域の課題解決の仕組みを見直し、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して取り組む新たな仕組みを作り、共に進めていくことがもっとも効果的であると考えられています。そのためには、市民と行政がお互いの価値観や立場を理解し、果たすべき責任と役割を自覚しながら、協力してまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識のもと、相互理解と協働によって市民と行政が地域に根ざしたまちづくりを進めるための指針を策定します。

< 指針 >

「指針」とは、物事の基本的考え方や進め方、方向性などを明らかにし、関係する個人や団体が共通の認識を持つために策定するものです。

< まちづくり >

道路や公園の建設などハード分野の「街づくり」だけでなく、健康づくりや人材の育成といったソフト分野を含めて、行政はもとより市民一人ひとりの自分たちのまちの住み良い環境を築くための公益的な取り組みを「まちづくり」と捉えます。

< 市民と行政 >

この指針で「市民」とは、恵庭市に住んでいる人や通勤、通学している人、市民活動団体、地域団体、民間企業など、恵庭市のまちづくりに関わるすべての人や団体を指します。そうした市民の活動を市民活動とします。「行政」とは恵庭市を指します。

< 参加と参画 >

いずれも事業主体は行政ですが、従来の行政からの一方通行の依頼に基づく、住民にとって受動的な「参加」だけにとどまることなく、計画から実現まで、能動的に、主体的に参加していくことを「参画」と捉えます。

1 現在のまちづくり

恵庭市内では、市民のまちづくりを進めることを目的とした行政への参加や協力など、積極的な取り組みがみられます。また、福祉や環境、防災など様々な分野で、町内会やNPOなどが主体となった地域活動が活性化しています。希薄化したコミュニティ再生へ向けた、身近で地域に密着したまちづくりへの関心が高まっており、コミュニティスクール活動、自主防災組織の結成といった取り組みが広がりを見せています。

行政では、広報誌、インターネットでの情報提供、審議会等の会議や会議録の公開、情報公開制度の整備など、市民との情報の共有化のための取り組みを進めています。

さらに、「各種委員の公募」、「パブリックコメント制度」など、施策の計画段階から市民参加の機会の充実を進めています。

<コミュニティ>

市民一人ひとりの個人的なつながりから、地理的範囲を条件とするもの、共通するテーマを条件としたり事業目的が共通するなど、一定の共通点のある個人や団体の“まとまり・結びつき”をいいます。

<NPO>

英語の Non-Profit Organization の頭文字をとったもので「民間非営利組織」と訳されています。このうち特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて、国の認証を受けた団体が、法人格を持つ「NPO法人」です。

活動は、営利を目的とする企業等とは異なり、利益を関係者に配分しないことを基本として、継続的で環境や福祉、教育などの広い分野での社会的・地域的課題の解決を目的としています。

<パブリックコメント制度>

市の重要な施策や計画、条例などを策定・制定していく中で、その施策などの素案を公表し、広く市民の皆さんに意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくとともに、意見などに対する行政側の考え方や結果を公表するものです。恵庭市では、平成17年度から導入しています。

2 協働のまちづくりの考え方

背景の記述を加えて修正する

1) 協働のまちづくり

「地方分権一括法」の施行により、対等・協力を基本とする国と自治体の新しい関係が構築され、これまで以上に自治体の主体性や政策立案能力が問われることになりました。また、国の画一的なまちづくりに長く依存した結果、かつての地域社会にみられた“助け合い”の精神が弱まりつつあります。

こうした状況の中、まず市民自身が問題解決のために努力し、出来ない場合は、地域や行政で解決にあたるという補完性の考え方が必要となります。このためには市民と行政の協力・連携関係をつくりあげていくことが最も重要です。また、市民の知識や技術、経験、行動力をこれまで以上に活かし、市民一人ひとりがさまざまな団体や個人の活動を通して、自らの考えでまちづくりに関わっていくことも求められています。

市民と行政がそれぞれの価値観や特性を理解し、役割を担い合い共にまちづくりに取り組んでいく“市民と行政の相互理解と協働のまちづくり”を進めます。

< 地方分権一括法 >

475本の法律改正から成る法律「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称名で、地方分権改革の柱として、平成12年4月1日に施行されました。主な目的は、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行い、国が地方の自主性と自立性を十分に確保することとされています。

< 補完性 >

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず当事者である市民自身やその家庭で解決し、それができない場合は地域で、それでもできない場合は行政が解決にあたるという考え方です。これは、誰が、どのように問題を解決することが効果的で効率的か、ということを考え、見極めることでもあります。また、地域が問題解決に当たる場合には、市民活動団体等を含めた市民相互の協働と連携が必要となります。

< 協働 >

異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有しそれぞれの資源(人的あるいは物的資源)を持ち寄り、その特性を活かしながら、それぞれの自主性のもと、対等の立場で、協力してともに働くことです。まちづくりでは、市民と行政、市民相互の協働が考えられます。

2) 協働のまちづくりの基本原則

市民と行政とが共通の認識を持つとともに、協力と連携に基づく良好なパートナーシップを築き、それぞれの役割を担いながら協働のまちづくりを進めるための基本原則を定めます。

相互理解と共通認識の原則

市民と行政は、情報の交換を行いながら、お互いの価値観や特性を正しく理解し、協働の目的を明確にします。

主体性と自主性の原則

市民と行政は、まちづくりの対等なパートナーであり、それぞれがまちづくりの主体であると認識します。

また、お互いが支え合う関係をつくりあげ、自主的にそれぞれの能力を十分発揮し、相互に補完しながらまちづくりを考えます。

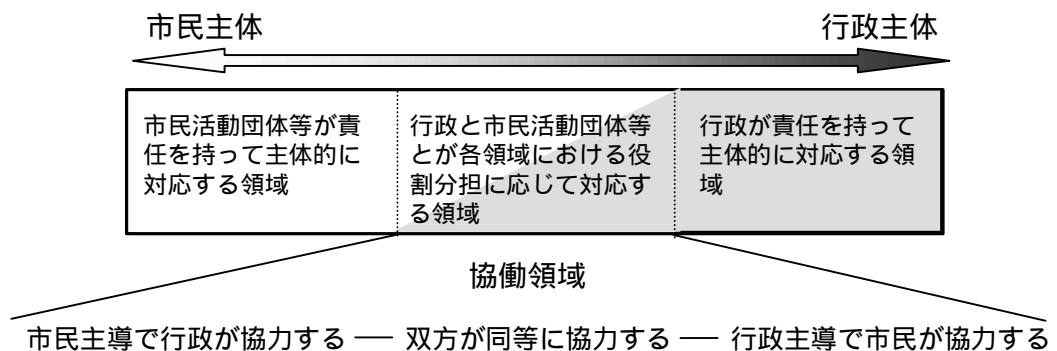
評価と公表の原則

協働で実施した事業を評価して、その内容を公表し、新たな事業に活かします。

3) 市民と行政と協働の領域

まちづくりには、市民と行政がその責任と主体性で行う領域と、それぞれが対等の立場で、役割分担しながら協力と連携で行う協働の領域があります。

協働を効果的なものとするため、市民と行政が、それぞれが取り組む領域、双方が協働して取り組む領域の区分と役割分担や責任等について協議し、合意のもとまちづくりを担います。



3 協働のまちづくりの課題

市民と行政が協力しながらまちづくりを進めていくためには、次のような課題を解決する必要があります。

1) 協力と連携に対する共通認識

市民と行政の相互理解を進めるとともに、協働に対する一致した考え方を確立する必要があります。

また、地域コミュニティの中で、市民どうしが共に支え合い協力し合うことへの理解も必要です。

2) 情報の公開と共有化

行政がもつ情報の公開と説明責任を果たし、そうした情報を分かりやすく伝える工夫が必要です。

また、市政や地域に関する多種多様な情報や市民の意見、市民活動団体の活動状況などを、これまで以上に共有できる仕組みを作ることが必要です。

3) 協力と連携の環境づくり

市民がまちづくりを考えたり、容易にまちづくりに関わることができるように、相互交流、情報交換のできる活動拠点の整備や活動を支える仕組みづくりが必要です。

4) まちづくりへの意識の醸成とまちづくりを担う人材の確保

市民一人ひとりが身近なまちづくりの課題解決に自主的に関わっていこうという意識を持つことが必要です。

また、市民と行政が協力して、地域活動や市民活動を担う人材が育つ手立てが必要です。

5) 市民分権と行政の改革

協働とは、これまで行政が独占してきた「公共」を市民に分権するもので、行政は常に事業の見直しを進め、協働領域の拡大を図る事が必要です。

また、行政は従来的な業務推進の仕組みを、協働事業を推進していくための新たな組織形態に変革していくことが必要です。

さらに、組織を構成する職員の協働に対する意識も向上していかなければなりません。

6) 市民と行政の協働を評価する仕組みづくり

市民と行政が協働した事業は、さらに改善していくために評価の仕組みを確立する必要があります。

4 協働のまちづくりの進め方

協働の考え方と課題をふまえて、市民と行政それぞれの役割を担い協働のまちづくりに取り組みます。

1) 市民の役割

市民や市民活動団体等は自主性と自己責任のもと、それぞれが持つ知識や経験を活かし、日常的課題や地域的課題の解決に向けた活動を推進し、住みよいまちづくりに努めます。

地域活動への参加

市民一人ひとりが、地域に貢献することの意義と補完性の考え方を共有して、地域課題の発見から解決まで進んで関わり、取り組んでいきます。

地域活動の推進

市民の専門的な知識や経験を、地域やNPO、ボランティアや企業の社会貢献などの公益的活動に活かしていきます。

情報の共有

行政が提供する情報を受けだけでなく、市民は積極的に情報の収集と公開に努めます。

協働機会の活用と参画

行政が実施するパブリックコメントや審議会、各種委員会等への関心を持ち、まちづくりへの参画機会と捉え積極的に活用を図ります。また、必要なときはそれらの設置に努めます。



2) 行政の役割

行政は職員一人ひとりの協働への意識を高めながら、まちづくりが活発に行われる施策の実施や環境づくりに努めます。

組織と職員意識の改革

協働事業を組み立て推進していくには、行政内部の様々な部署が関わる必要があります。そのため、従来の縦割り組織から横断的に連携して機能する組織改革を進めます。

さらに、職員の協働に対する意識を高めるために、本指針の周知徹底を図るとともに、市民活動や協働に関する職員研修を充実し、職員一人ひとりの理解を深め協働事業をコーディネートできる能力の向上を図ります。また、職員は市民の一人として地域活動に参画します。

担い手の確保

協働のまちづくりの担い手を確保するために、リーダー研修会や人材養成講座などを実施するほか、市民活動団体などが自主的に行う人材育成を支援します。さらに、ボランティア登録制度を充実し、活用を図ります。

また、将来のまちづくりを担う子どもたちには、地域活動やボランティア体験などを通じて、協働への理解を深める機会を提供します。

情報の共有化

施策の計画段階から透明性を高め、市民の意見や提案を受け市政に反映させるための仕組みを充実します。そのため、広報誌や市のホームページなどを活用して、誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

また、既に導入されているパブリックコメント制度の活用を図るとともに、審議会、各種委員会等の公開を更に進めます。



参加協働機会の拡大

自主的活動や協働の取り組みへの関心を高めるため、イベントや研修会、ボランティア講習会などを開催し、市民の幅広い参加や協働のきっかけづくりを進めるとともに、参加や協働を促進する新たな事業の創出を進めます。

また、団体相互、市民相互の情報交換・交流、活動の推進拠点を整備、充実していきます。さらに、市民自ら運営する活動団体を、それぞれの目的や課題に応じて支援します。

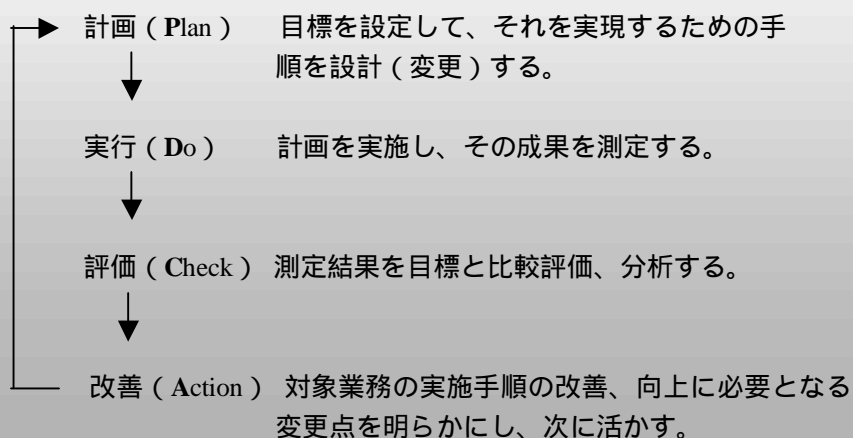
協働の評価と公開

市民参加による協働事業の評価手法について検討を進めます。また、その評価結果を公表するとともに、評価による改善を次の協働事業に活かしていく、マネジメントサイクルの確立を図ります。

<マネジメントサイクル（PDCA サイクル）>

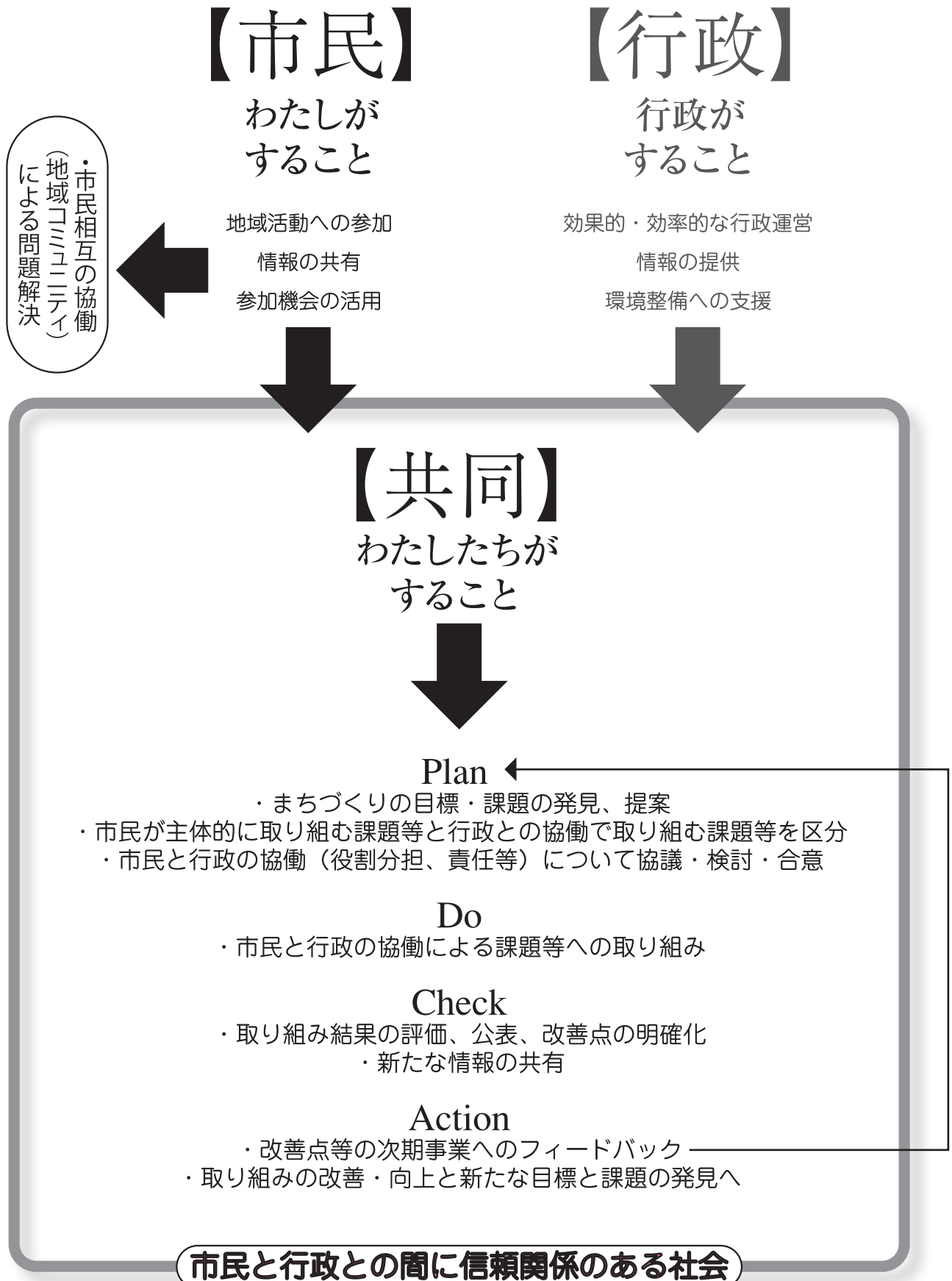
「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」の各過程を順に実施し、最後の「改善（Action）」を次の計画に結び付け、継続的に業務改善を推進する手法。

恵庭市では、平成14年3月のISO14001 認証取得を機に、環境関係業務に限らず全ての業務へのPDCA サイクルの導入を進めています。



市民協働のまちづくりの手順

市民協働のまちづくりを効果的・効率的に進めていくため、基本的な手順を示します。



6 指針の見直しと条例化に向けて

1) 指針の見直し

この指針は、「恵庭市のまちづくり」の担い手として、「市民」、「行政」そして「議会」が、それぞれの使命と役割を認識し、更なる相互理解を深めながら、その活動に取り組んでいきます。

また、時代に合ったより良い指針としていくため、見直しを行っていきます。

2) 協働のまちづくり指針から「自治基本条例」へ向けて

恵庭市では、条例を作ることが最終目的化しないように、本指針による協働の意識の高まりや取り組みの定着を踏まえ、必要性を十分理解し実効性のある「自治基本条例」の制定を目指します。

<自治基本条例>

地方自治体の法体系の頂点に位置付けられる条例として、市民のまちづくりへ参加する権利や義務、行政や議会の責務や役割を規定するもので、地方自治体の憲法と言われています。

おわりに

未修正

これまで市民と行政は、まちづくりや地域で暮らしていくための様々な分野で、それぞれの役割を担ってきました。

今後は、本指針を基に、市民と行政双方が協働の考え方、進め方の理解を深めて、新たな事業や手法などについても、積極的に創り出していきます。

まちづくりは、市民だけが行うものでも行政だけが行うものでもなく、お互いが協力して行っていくものです。まず、まちづくりについて考えてみる、そして“参加”していくところから始まります。

